



宮 崎 県 公 報

平成19年7月26日(木曜日) 第 1899 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更正医療)の指定……………(障害福祉課) 1

- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(2件)……………(“ ”) 2
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(2件)……………(生活・文化課) 2
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) 2

告 示

宮崎県告示第 627号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。
平成19年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

2 救急病院の認定の有効期間

平成19年7月17日から平成22年7月16日まで

宮崎県告示第 628号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。
平成19年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成19年7月13日から平成22年7月12日まで

宮崎県告示第 629号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成19年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
美郷町国民健康保険西郷病院	美郷町	腎臓	平成19年7月1日
マリーズ薬局南郷	南郷町	薬局	平成19年7月1日

宮崎県告示第 630号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月26日から平成19年8月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道447号	えびの市大字内堅字大河平947番4地先から同市同大字同字947番145地先まで	旧	5.0 ~ 22.0	1160.0
				新	15.0 ~ 93.6	1008.0

宮崎県告示第 631号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月26日から平成19年8月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	県道	都城串 間線	都城市安久 町3223番 1 85地先から 同市同町32 23番 185地 先まで	旧	15.5 ~ 16.5	13.0
				新	17.5 ~ 19.0	

宮崎県告示第 632号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 7 月26日から平成19年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字大 河平 947番 4 地先から 同市同大字 同字 947番 145地先ま で	平成19年 7 月26日

宮崎県告示第 633号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 7 月26日から平成19年 8 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串 間線	都城市安久 町3223番 1 85地先から 同市同町32 23番 185地 先まで	平成19年 7 月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 6 月 28日	特定非営利 活動法人 のべおか城 昇会	葛原 義信	宮崎県延 岡市大貫 町 5 丁目 1736番地	この法人は、 障害者に対して、 自立した生活を 地域社会におい て営むことができ るように支援 する事業を行い、 もって社会福祉 活動に寄与する ことを目的とす る。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 6 月 28日	N P O 法人 ふるさと元 気ネット	大原 伸彦	宮崎県児 湯郡新富 町大字新 田 16408 番地 2	この法人は、 広く地域住民に 対し、情報格差 いわゆるデジタル デバイドを是 正するための I T 活用支援を通 して、子どもか らお年よりまで が安心して生活 できる安全な街 づくり・人づく り活動を目的と する。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ふ、そびょう 腐蛆病	みつばち	—	3 群	宮崎市	平成19年7 月6日